

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月及び同年 2 月

昭和 54 年 1 月ごろ、両親の強い勧めを受けて国民年金の任意加入手続を市役所の支所で行った際に、54 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の 2 か月が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は昭和 54 年 3 月 24 日に国民年金の任意被保険者資格を初めて取得したとされているが、申立人は、「54 年 1 月ごろに国民年金の任意加入手続を行ったはずである。なぜなら、実家の両親に電話で新年のあいさつをした際に国民年金に加入するように強く言われたことが加入のきっかけだからである。また、当時は非常に苦しい生活であったにもかかわらず 3 か月分の国民年金保険料をその場で納められたのは、12 月 25 日に夫のボーナスが出て間もない時期で、たまたま手元にお金があったからである。」としており、その主張は具体的で信憑性がある。

また、申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人は、市役所支所における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の状況について具体的に記憶しており、納付金額の記憶についても、申立人が主張する 3 か月分を実際に納付した場合に必要な金額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで

昭和49年ごろ、国民年金の加入手続を行った際、さかのぼって国民年金保険料を納めないと年金がもらえないと言われ、45年4月以降の保険料をすべて納付したにもかかわらず、申立期間の5か月だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は申立てのとおり、昭和49年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、当時は第2回特例納付の実施期間中であったため、加入手続を行った際に、申立人に対し、60歳までに25年の受給資格期間を満たすよう、35歳到達年度である昭和45年度以降の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう指導があったことが推認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和49年4月以降の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、それ以前についても、35歳到達年度である昭和45年度以降の保険料について、申立期間を除き、特例納付及び過年度納付によってすべて納付しており、申立期間の5か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年3月22日に、資格喪失日に係る記録を同年8月2日とし、申立期間の標準報酬月額を、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月22日から同年8月2日まで

昭和31年3月に友人の紹介でA社に入社し、同年8月までビルの配電盤工事に就いた。友人からボーナスも社会保険もあると聞いて入社したので、社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する手帳の記録、元同僚の証言及び事業主の回答により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「当時、試用期間を設けていたものの、社会保険については全員入社と同時に加入させていた。」と回答しているところ、申立人と同時期に入社し事情を聴取できた複数の元同僚について、入社と同時に厚生年金保険の被保険者になっていたことが確認できることから、申立人だけが被保険者資格を取得できなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同年代の元同僚の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者

資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 3 月から同年 7 月までの保険料の告知は行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年12月28日に、資格喪失日に係る記録を39年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、36年12月から37年8月までは1万8,000円、同年9月から39年1月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月28日から39年2月1日まで
昭和34年4月からB社に勤務し、その後、会社名がA社に変わったが、39年1月まで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び申立人の日記により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和36年12月から37年8月までは1万8,000円、同年9月から39年1月までは2万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、C健康保険組合の適用事業所となっており、また、同健康保険組合の記録からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から9年2月までの期間、12年4月から14年3月までの期間及び16年4月から18年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月から9年2月まで
② 平成12年4月から14年3月まで
③ 平成16年4月から18年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母親が、私が毎月5万円を実家に送金していた中から納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間①が未納、申立期間②及び③が納付免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の基礎年金番号は平成11年4月7日に付番されていることが確認でき、それ以前に別の基礎年金番号又は国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同オンライン記録により、申立人は11年4月21日に、同時点でさかのぼって納付することが可能な限度である9年3月から10年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される11年4月の時点において、申立期間①については、時効により保険料を納付することができない。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、平成12年度の国民年金保険料の納付免除の処理が平成13年1月26日に、平成13年度の保険料の納付免除の処理が平成13年7月11日に行われていることが確認できる上、申立人は、「A市の実家の母親の所に届いた納付書で、母親が保険料を納めていた。」と主張しているが、申立人は12年6月にA市から転出していることから、同年同月以降の申立人の納付書が同市の実家に届いたとは考え難い。

申立期間③のうち、平成 16 年度については、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の経過記録により、国民年金保険料の納付免除の処理が平成 17 年 7 月 7 日に行われていることが確認できる上、申立期間②と同様に、A 市に住民登録されていない申立人の納付書が同市の実家に届いたとは考え難い。

申立期間③のうち、平成 17 年度については、社会保険事務所が保管する「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」により、申立人が国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、その母親が行ったと主張しているが、その母親からは詳しい事情をうかがえる状態ではない上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月及び56年9月から60年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月
② 昭和56年9月から60年7月まで

申立期間①については、母親が、昭和55年度分の国民年金保険料として前納したはずであり、未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②については、昭和58年前後にまとめて12万円から15万円ぐらいを金融機関で納付した記憶があるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その母親が昭和55年度分の国民年金保険料として前納したはずであると主張しているが、A社会保険事務所が保管する年度別納付状況リストにより、申立人は昭和54年1月から55年12月までの保険料を前納していることが確認できることから、申立人の母親は当時、4月から3月までの年度単位ではなく、1月から12月までの暦年単位で前納を行っていたことが推認でき、申立人の父親の前納の記録が52年1月から55年12月までとなっていることとも符合する。

また、申立人は、昭和55年度のうち、昭和56年2月及び同年3月については厚生年金保険の被保険者期間であるところ、申立内容のとおり昭和55年度の国民年金保険料を前納してあれば、昭和56年2月及び同年3月の保険料は還付されているはずであるが、当該還付の記録は無い。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和58年前後にまとめて12万円から15万円ぐらいを金融機関で納付したと主張しているが、上記の年度別納付状況リストを見ると、申立期間②は無資格期間と記録されていることから、申立人は56年9月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、A区

において国民年金の再加入手続は行わず、B市に転居した60年6月以降に同市において国民年金の再加入手続を行った際に、56年9月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが推認でき、60年6月の時点において、申立期間②のうち、56年9月から58年3月までの保険料については、時効により納付することができない。

その上、申立人は、昭和56年9月に国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしているとともに、58年前後の一括納付の方法等についての記憶も曖昧であり、申立期間②のうち、当該一括納付後の残りの期間についての納付の記憶も曖昧である。

加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 626 (事案 190 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から 12 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から 12 年 1 月まで

申立期間については、国民年金の免除申請を行った覚えが無い。当時、詳細については覚えていないが、国民年金保険料を納付した記憶もあり、申立期間について保険料が納付免除とされているのは納付できない。

再申立てに当たり、新たな資料が出てきたわけではないが、第三者委員会で旧 A 町での保険料横領の有無に関して調査不足がある。横領した職員がいたら、自分の保険料も横領されたかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、「国民年金の免除申請を行った覚えが無い。」と主張しているが、A 町 (現在は、B 市) の国民年金被保険者名簿において、申立期間を含む平成 10 年 4 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料の免除申請が行われたことが確認できる上、申立人は、「国民年金保険料追納申込書」により、19 年 10 月 1 日に 10 年 4 月から 11 年 3 月までの免除期間の保険料について、追納の申込みを行っていることが確認できること、ii) 申立期間については、市役所から提出があった申立人の 10 年から 12 年までの所得関係資料によって、社会保険料控除に国民年金保険料が含まれていないことが確認でき、申立人も、確定申告書に、国民年金保険料は申告していなかったと説明しており、国民年金保険料を納付していたことが確認できない上、保険料を納付した記憶も曖昧であり、保険料の納付状況等が不明であることから、既に当委員会の決定に基づき 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「新たな資料が出てきたわけではないが、第三者委員会で旧 A 町での保険料横領の有無に関して調査不足がある。」と主張するが、これは

委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料及び 45 年 10 月から平成 2 年 4 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 45 年 10 月から平成 2 年 4 月まで

申立期間①については、国民年金制度発足当初に国民年金に加入し、集金に來た人に毎月国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②については、付加保険料について、年金受給額が増えると言われ、喜んで制度発足当初から 60 歳に至るまで納付していたにもかかわらず、定額納付のみとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 40 年 10 月 13 日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が昭和 40 年 10 月 19 日となっていることとも符合する。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和 40 年度の国民年金保険料を昭和 41 年 1 月 6 日に一括納付していることが確認できるところ、申立人は昭和 40 年度が 35 歳到達年度であることを考え合わせると、60 歳までに 25 年の受給資格期間を満たすよう、40 年度に、申立人に対し、市による国民年金への加入及び当該年度からの保険料納付の勧奨が行われたことが推認できる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和 40 年

10月の時点において、申立期間①のうち、36年4月から38年6月までの国民年金保険料については時効により納付することができない上、申立人が申立期間①について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は当初、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から付加保険料も納付していたと主張しており、付加年金制度が開始したのは45年10月であることを伝えたところ、申立期間②を同年同月からに変更するなど、付加年金制度に加入したとする時期についての記憶が曖昧である上、付加保険料額についての記憶も、実際の金額と異なっている。

また、申立人が昭和58年7月から居住しているA町（現在は、B市）の国民年金保険料納付状況一覧表により、申立人は昭和58年度から平成2年度の保険料について定額納付を行っていることが確認でき、付加保険料は納付されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 43 年 3 月までの期間、57 年 4 月から 58 年 8 月までの期間及び 59 年 8 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 58 年 8 月まで
③ 昭和 59 年 8 月から 60 年 9 月まで

申立期間①については、昭和 39 年 3 月に 20 歳になったので、区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月 900 円の国民年金保険料を納付していた記憶があるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②及び③についても、区役所で国民年金保険料を納付していた記憶があるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、20 歳になった昭和 39 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が 40 年 1 月 16 日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立人が記憶する申立期間①の国民年金保険料月額は、実際の金額と大幅に異なっている上、申立人が申立期間①について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③については、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その妻の納付記録を見ると、申立期間②及び③を含む、昭和 57 年 1 月から 60 年 9 月までの保険料が未納

となっている上、申立人の申立期間②と③の間の厚生年金保険被保険者期間についても、平成 16 年になってから記録統合されていることから、当該期間についても、当時は国民年金の未納期間であったことが確認できる。

また、申立人は、「国民年金保険料について、後でまとめて納付したことはなく、毎月たんとんと納付していた。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間③の直後である昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料については夫婦共に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 423 (事案 135 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 6 月 2 日から 33 年 10 月 21 日まで

社会保険事務所において、脱退手当金の支給決定日について説明を受けたところ、「文字どおり支給発生日であり、それ以前の支給はあり得ない。」との回答を得た。A社B工場を昭和 33 年 10 月に退社後翌年 1 月 15 日まで生家におり、1月*日にCで結婚式を挙げそのままCに居住した。支給決定日の 34 年 3 月 13 日前後に、社会保険事務所や会社と何らかの連絡や文書のやりとりをしたことは無く、脱退手当金は受給していない。

また、退職時に会社から年金に関する説明は一切無く、脱退手当金の申請をしていないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していたA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日前後に資格喪失している女性 26 名のうち、24 名に脱退手当金の支給記録があり、このうち 17 名については資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、証言を得ることができた元同僚 4 名は、いずれも「退職時に会社の人事課より脱退手当金の説明があり、脱退手当金を受給した記憶がある。」と証言していることから、既に当委員会から申立人の年金記録の訂正は必要ないとする通知が平成 20 年 12 月 3 日付けで発出されている。

今般の再申立ての審議に当たり、前回の審議時点における女性 26 名を上回る 35 名に範囲を拡大し、脱退手当金の支給記録を改めて確認したところ、33 名に脱退手当金の支給記録があり、このうち 19 名については資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、前回の審議において

証言を得ることができた元同僚4名のうち2名は、資格喪失後1年以上経って支給決定されているにもかかわらず、「会社が脱退手当金の手続をしてくれ、退職時に現金でもらった。」と証言をしていることも踏まえると、申立期間当時、事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿を再度確認したが、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和34年3月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

一方、申立人は、当該脱退手当金の支給決定日である昭和34年3月13日にはCに居住しており、社会保険事務所や会社と何らかの連絡や文書のやりとりをしたことは無く、脱退手当金は受給していないと主張するが、申立人の主張を裏付ける新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。